

入札制度が変わりました

- 暴力団員等*や、役員に暴力団員等*がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等*から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意! 「陳述」欄の「☐ 自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月10日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 山 川 七 星

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月25日から 令和 8年 3月 4日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時	令和 8年 3月11日 午前10時00分
	場 所	さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時	令和 8年 3月25日 午前10時00分
	場 所	さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 3月16日 午前 9時10分から 令和 8年 3月19日 午後 5時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 2月10日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	15, 530, 000 12, 424, 000	一括	3, 106, 000	88, 097	26, 965
1	11, 910, 000				
2	3, 620, 000				

物 件 目 録

1 所 在 川口市大字芝字辻

地 番 3869番4

地 目 宅地

地 積 109.65平方メートル

共有者 A 持分9分の3

共有者 B 持分9分の1

共有者 C 持分9分の3

共有者 D 持分9分の1

共有者 E 持分9分の1

2 所 在 川口市大字芝字辻 3869番地4

家屋 番号 3869番4

種 類 居宅

構 造 木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建

床 面 積 1階 57.96平方メートル

2階 67.15平方メートル

3階 67.56平方メートル

(現況)

種 類 居宅、車庫

共有者 A 持分9分の3

共有者 B 持分9分の1

共有者 C 持分9分の3

共有者 D 持分9分の1

共有者 E 持分9分の1



物 件 明 細 書

令和 7年12月25日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 山 川 七 星

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者A及びCが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 川口市大字芝字辻
 地 番 3869番4
 地 目 宅地
 地 積 109.65平方メートル

共有者 A 持分9分の3
 共有者 B 持分9分の1
 共有者 C 持分9分の3
 共有者 D 持分9分の1
 共有者 E 持分9分の1

2 所 在 川口市大字芝字辻 3869番地4

家屋 番号 3869番4

種 類 居宅

構 造 木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建

床 面 積 1階 57.96平方メートル
 2階 67.15平方メートル
 3階 67.56平方メートル

(現況)

種 類 居宅、車庫

共有者 A 持分9分の3
 共有者 B 持分9分の1
 共有者 C 持分9分の3
 共有者 D 持分9分の1
 共有者 E 持分9分の1



令和7年(ケ)第228号
令和7年10月16日受理
令和7年11月26日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所
執行官 山中 宏 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 川口市大字芝字辻

地 番 3869 番 4

地 目 宅地

地 積 109.65 平方メートル

共有者	A	持分 9 分の 3
共有者	B	持分 9 分の 1
共有者	C	持分 9 分の 3
共有者	D	持分 9 分の 1
共有者	E	持分 9 分の 1

2 所 在 川口市大字芝字辻 3869 番地 4

家屋 番号 3869 番 4

種 類 居宅

構 造 木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建

床 面 積	1 階	57.96 平方メートル
	2 階	67.15 平方メートル
	3 階	67.56 平方メートル

共有者	A	持分 9 分の 3
共有者	B	持分 9 分の 1
共有者	C	持分 9 分の 3
共有者	D	持分 9 分の 1
共有者	E	持分 9 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 雑種地 (物件) ☐ 宅地 (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が目的土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	1 目的土地の西側から地番3862-3土地へ植栽が越境している。 2 目的土地に接する地番3869-6、3876-2、3862-3の各土地は、順に川口市、北足立郡芝村、北足立郡芝村各所有名義の公衆用道路となっている (登記上地目は順に宅地、水路敷、水路敷)。	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる (☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☒ 種類: 居宅、車庫 ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者のうち A C ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 (空き家) として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	1 目的物件は現在は空き家となっており誰も居住等していません。 2 従前は私の母が一人で居住として使用していましたが、令和元年の始め頃にCがその子供と一緒に住みだして令和3年9月頃まで住んでいました。その間の令和2年2月頃に母が老人ホームに入所しています。建物内にはCの残置物（1階車庫にある段ボール等、2階六畳和室にある布団等、2階八畳和室にあるテレビ、3階十畳和室の押入内にある布団等）があります。Cには搬出するように伝えているのですが、あえて置いたままにしているようです。その他に亡き母の所有物であった絵画や着物（3階和室にある母の簞笥の中）等がありますが、私が勝手に処分してしまうと後に相続人間で問題になる可能性があるので手を付けずにそのままにしています。 3 2階の浴室は令和2年11月にリフォームしています。 4 目的建物の鍵は私だけが持っています。泥棒が入ろうとして鍵を壊されたため交換しました。郵便受けに私が代表を務める「シェル技研株式会社」の表示がありますが、これはすでに本店を他へ移転した会社ですが、表札に何も記載していないと空き家と認識されてしまいますので防犯のためにそのままの状態にしています。
■ 本件評価人	1 目的土地の北側に接する細長い土地は、公図では地番が記載されていないが、当職が川口市固定資産税課で確認したところ、「地番3869-6」であるとのことであった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執行官の意見

- 1 目的物件の状況は、公図、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件は遺産分割等審判に基づく形式競売である。初回臨場時に外観等を確認したところ、目的物件の郵便受けには「シェル技研株式会社」の表示があるのみであったが、郵便受けは誰かしらに管理されている様子がうかがわれた。投函した連絡文書に対して連絡があり共有者Aの立会いのもと調査を実施した。建物内には多少の残置物が存在していたが、誰かしらが居住している様子はいくつか見られず占有関係についてはAの陳述のとおり認めた。回答のあった共有者のうちB Dからは誰が占有しているか知らない旨、CからはAが鍵を替え占有している旨の回答がありAの陳述と概ね一致しているもの認めた。なお、シェル技研株式会社は占有実態が認められずその占有を認定しなかった。

以上より目的物件の占有関係については、2枚目のとおり報告する。

以上

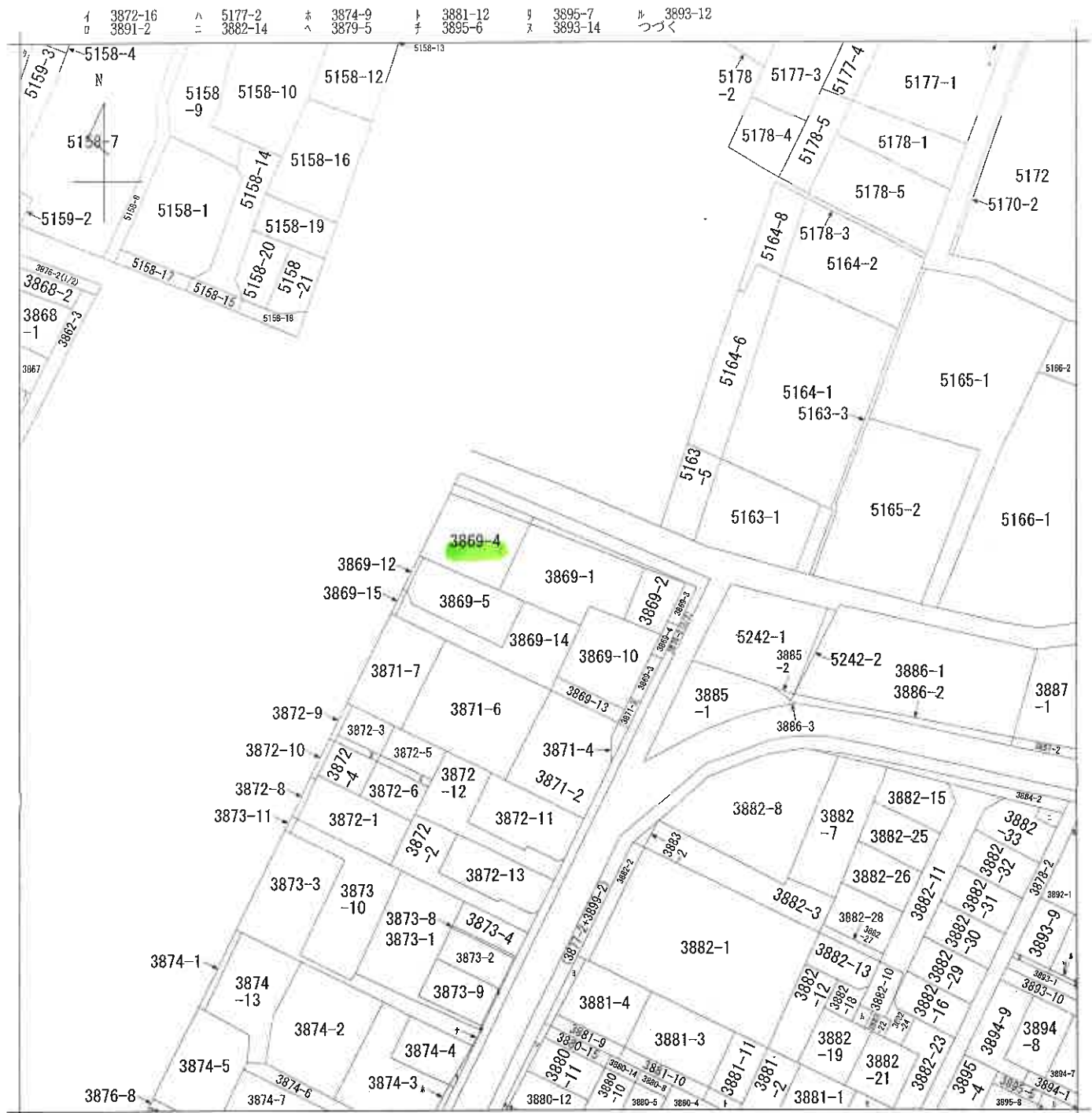
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年10月17日(金) 10:55-11:00	物件所在地	物件特定、占有確認、外観撮影、連絡文書投函
令和7年10月17日(金) 14:00-14:30	執務室	共有者A B C D Eに照会書郵送(Eから回答なし)
令和7年10月24日(金) 9:45-10:30	物件所在地	共有者A立ち会いのもと物件調査、写真撮影(評価人同行)
令和7年10月29日(水) 15:20-15:25	法務局川口出張所	法人履歴事項証明書、隣接土地の登記事項要約書取得
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所 在	川口市大字芝字辻				地 番	3869番4			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年月日					備 付 年月日 (原図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方務局川口出張所管轄)

令和7年8月6日

横浜地方務局

地図整理番号：M54659

登記官

(6 枚目)



A3判をA4判に縮小

ヲ 3893-16
ワ 3893-15
カ 3894-5
コ 3881-6
ク 3879-1
ケ 3880-7
コ 3893-6
カ 3873-5
キ 3873-6
キ 3873-7
カ 3874-10
ム 3882-20
ク 3881-5
ノ 3866
キ 3872-14
ク 5157-1
ヤ 3876-1
マ 3876-12

A3判をA4判に縮小

登記年月日：昭和61年5月22日

令和7年8月6日

横濱地方方法務局

(8 枚目)

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局川口出張所管轄)

0129598

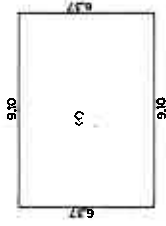
各 階 平 面 図

561.5.22
建 物 各 階 平 面 図

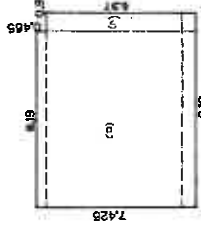
家屋番号 3869番4

建物の所在 川口市大字芝字辻3869番地4

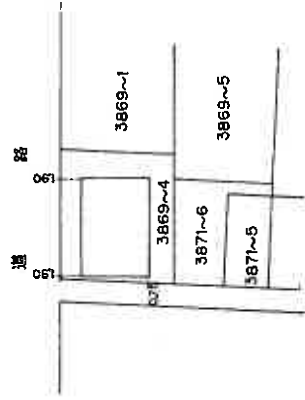
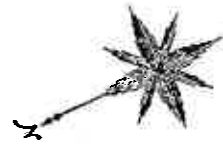
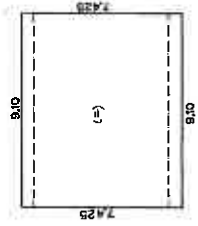
1 階 平 面 図



2 階 平 面 図



3 階 平 面 図



面 積 計 算 式

1 階	(イ)	6.37	X	9.10	=	57㎡96700
	(ロ)	7.425	X	8.19	=	60.81075
2 階	(ハ)	6.97	X	0.91	=	6.34270
	計					67㎡15345
3 階	(ニ)	7.425	X	9.10	=	67㎡56750

作 製 者 川口市
土地調査士
家屋調査士

縮尺 1/250

申請人 持分 持分

縮尺 1/500

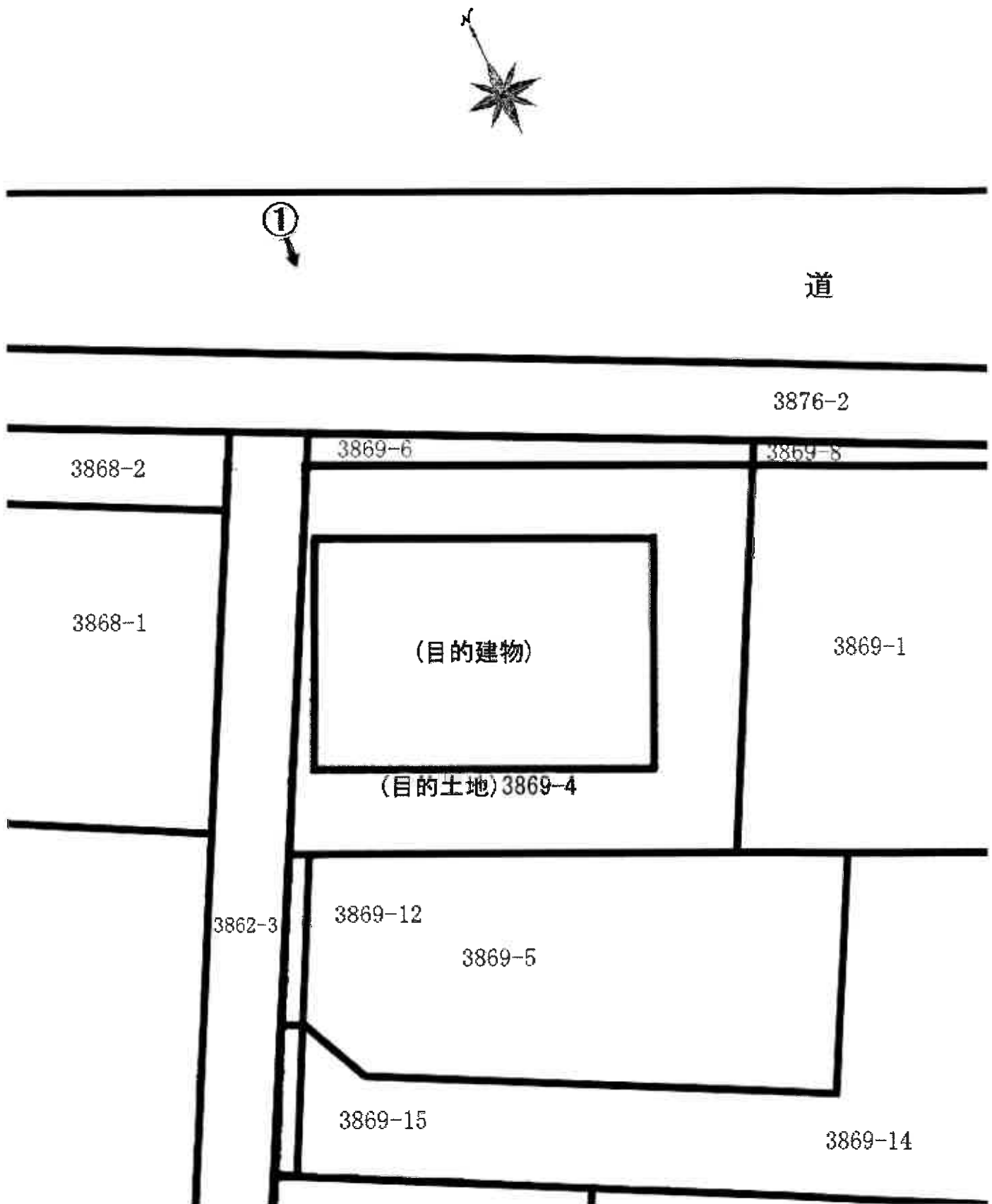
(昭和61年5月17日作成)
(埼玉土地家屋調査士会用紙)

地図整理番号：N54660

A3判をA4判に縮小

土地建物位置関係図

(写真撮影位置 ○→)

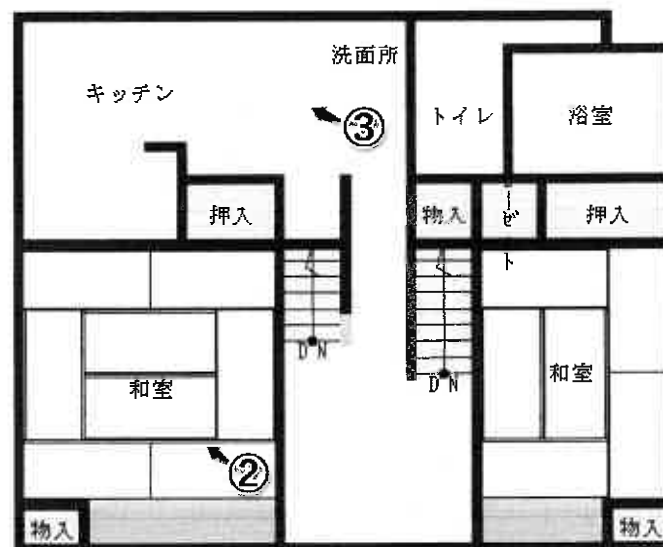


建 物 見 取 図 (写真撮影位置 ○→)

1 階



2 階



3 階





①



②



③

令和 7 年（ケ）第 228 号
令和 7 年 10 月 24 日 現地調査
令和 7 年 11 月 28 日 評 価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
風 岡 淳 一

物 件 目 録

- 1 所 在 川口市大字芝字辻
- 地 番 3869番4
- 地 目 宅地
- 地 積 109.65平方メートル
- | | | |
|-----|---|--------|
| 共有者 | A | 持分9分の3 |
| 共有者 | B | 持分9分の1 |
| 共有者 | C | 持分9分の3 |
| 共有者 | D | 持分9分の1 |
| 共有者 | E | 持分9分の1 |
- 2 所 在 川口市大字芝字辻 3869番地4
- 家屋 番号 3869番4
- 種 類 居宅
- 構 造 木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
- 床 面 積
- | | |
|----|-------------|
| 1階 | 57.96平方メートル |
| 2階 | 67.15平方メートル |
| 3階 | 67.56平方メートル |
- | | | |
|-----|---|--------|
| 共有者 | A | 持分9分の3 |
| 共有者 | B | 持分9分の1 |
| 共有者 | C | 持分9分の3 |
| 共有者 | D | 持分9分の1 |
| 共有者 | E | 持分9分の1 |



第1 評価額

一 括 価 格	
金 1 5, 5 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 1 1, 9 1 0, 0 0 0 円
物件2（建物）	金 3, 6 2 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	居宅・車庫
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R京浜東北線「蕨」駅の北方約1,000m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	一般住宅、アパート等が見られるやや車通りの多い市道沿いの地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 高さ制限22m以下(景観計画)、区画整理事業
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	109.65㎡ ほぼ正方形 平坦
接面道路の状況	北約5.6m舗装市道（建築基準法上の道路）より約0.5m高い 西約4m舗装暗渠水路（建築基準法43条2項二号）より約0.5m高い	
土地の利用状況等	(物件2)建物の敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 ： あり ガ ス 配 管 ： なし 下 水 道 ： あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	北側道路の幅員は現況約7.1mであるが、この道路の目的土地の対面側の一部に民有地が含まれており、これを除いた川口市が管理している市道の幅員としては約5.6mであり、建築基準法上も前面道路の幅員は約5.6mとなる。 西側は暗渠水路であるが、中心から2m後退することによって建築基準法第43条2項二号の扱いとなる。現地調査より目的土地は後退をしていないものと思われるが、対面側が後退していることによって目的土地前面の幅員は約4mとなっている。目的土地は北側市道に面しているものの、建物の建築時には川口市より後退を求められることとなる。 区画整理事業は計画決定のみで、事業予定は未定である（建築物の建築の際には都市計画法第53条の許可が必要）。 目的土地の西側から3862番3の土地へ植栽が越境している。	

目的土地の北側に接する土地は、法務局に備え付けの公図には地番が記載されていないが、川口市固定資産税課に備え付けの地籍図には3869-6と記載されている。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 等	建築年月日（登記記載）：昭和60年4月30日新築 経 過 年 数：約40年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数：—
仕 様	構 造：木・鉄骨造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング、その他 内 壁：京壁、その他 天 井：合板、石膏ボード、その他 床：フローリング、畳、その他 設 備：電気、ガス、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状態	劣る（全体的に老朽化している）
建物の利用状況	所有者のうちA Cが居宅（空き家・残置物あり）として利用している。
特記事項	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	248,000	0.92	109.65	0.85	21,270,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とし、千円未満の場合は千円とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 川口-53

公示地価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $230,000\text{円/㎡} \times 104/100 \times 100/106.0 \times 100/91 \div 248,000\text{円/㎡}$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、街路、交通接近及び環境条件が劣る。

イ 個別格差：セットバック、角地等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	160,000	192.67	0.03	920,000

ウ 現価率：建物の現況及び市場性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	21,270,000	0.20	場所的利益	4,250,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	21,270,000	-4,250,000		1.0	0.7	11,910,000
2	920,000	+4,250,000	1.0	1.0	0.7	3,620,000
一括価格 (合計)						15,530,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

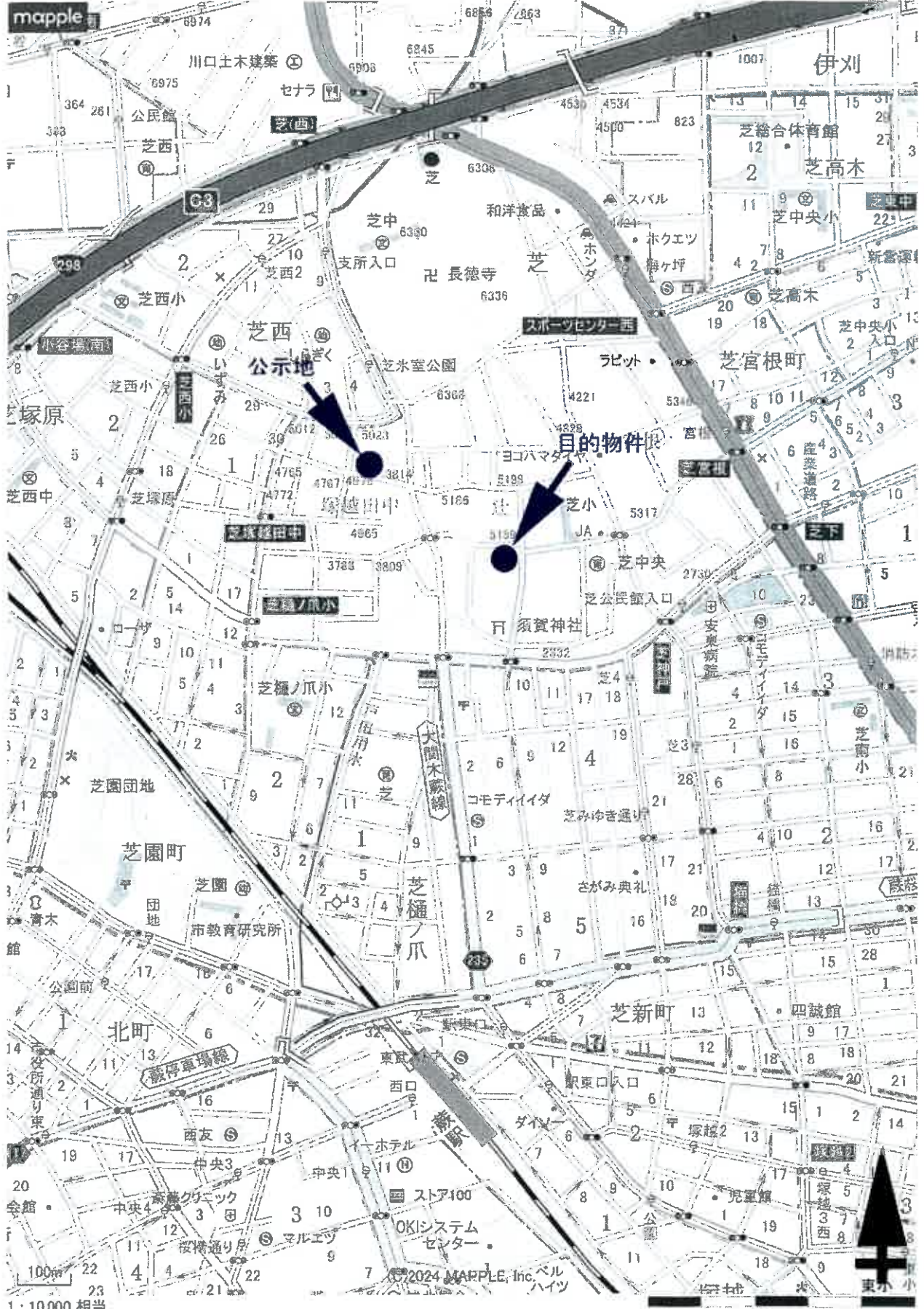
第6 参考価格資料

地価公示価格（川口-53）
所 在：川口市大字芝字塚越田中4982番1
価 格：230,000円/㎡
位 置：J R 京浜東北線「蕨」駅約1,300m（道路距離）
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：145㎡
供給処理施設：水道・ガス・下水
接 面 道 路：南4.2m市道
用 途 指 定 等：第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：小規模一般住宅が密集する既成住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 川口市固定資産税課の地籍図
- 4 建物図面・各階平面図写

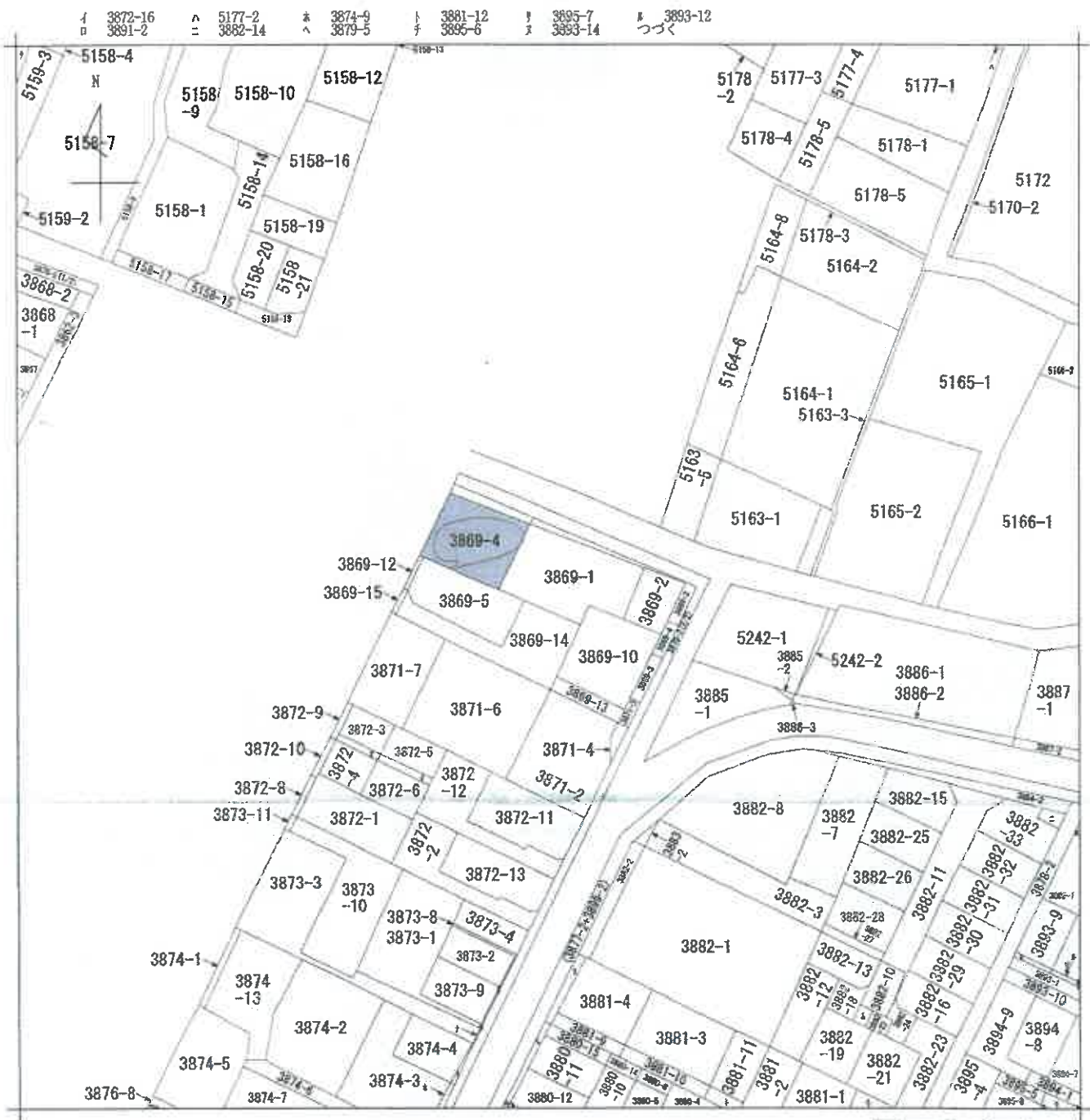
埼玉県川口市芝 付近



1 : 10,000 相当

地図上の1センチは 約 100 メートル
印刷中心は 東経 139度41分26秒 北緯 35度50分 7秒

スーパーマッフルデジタル25
株式会社マッフル



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が補え付けられるまでの間、これに代わるものとして補え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	川口市大字芝字辻				地番	3869番4			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面			
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局川口出張所管轄)

令和7年8月6日

横浜地方法務局

地図整理番号: M54659

登記官

(1/2)

A3をA4に縮小

ヲ 3893-16
ワ 3893-15
カ 3894-5
コ 3881-6
サ 3879-1
セ 3880-7
ソ 3893-6
タ 3873-5
チ 3873-6
テ 3873-7
ラ 3874-10
ム 3882-20
ウ 3881-5
ノ 3866
オ 3872-14
ク 5157-1
キ 3876-1
マ 3876-12



川口市大字芝字辻

箱尺 600分の1

この地籍図は土地の地番と形状を図化したもので、正確な面積を求めることはできません。

登記年月日：昭和61年5月22日

561.5.22
図面
建物
各階
平面図

0129598

各階平面図

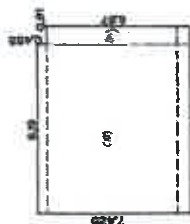
家屋番号 3869番4

建物の所在 川口市大字芝辻3869番地4

1階平面図



2階平面図



3階平面図



道

3869~1

3869~4

3871~6

3871~5

3869~5

面積計算式

1 階	(イ)	6.37	X	9.10	=	57㎡96700
	(ロ)	7.425	X	8.19	=	60.81075
2 階	(ハ)	6.97	X	0.91	=	6.34270
	計					67㎡15345
3 階	(ニ)	7.425	X	9.10	=	67㎡56750

作製者

0番地3

昭和61年5月17日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(さいたま市地方事務局川口出張所管理)
令和7年8月6日 横浜地方方法務局

登記号

A3をA4に縮小

地図整理番号：B54660